**生コンクリート製造技術等指導・支援事業実施要項**

**別　紙**

（目　的）

第１　この要項は、長野県生コンクリート工業組合（以下「工業組合」という。）の組合員が、生コンクリートの製造等に関し、自らの技術力の向上に向けて希望する場合に、工業組合から職員を派遣して助言指導、支援することによって、組合員が出荷する生コンクリートの品質の向上を図ることを目的とする。

（組合員からの職員派遣依頼）

第２　組合員は、工業業組合から職員の派遣を受けようとする場合には、支部を経由して別紙様式１により、工業組合理事長に対し職員の派遣依頼を行う。

（工業組合職員の派遣）

第３　工業組合理事長は、組合員からの職員の派遣要請があった場合には、業務の状況を勘案して派遣する職員を決定し、別紙様式２により支部を経由して組合員に通知する。

（派遣職員の助言指導）

第４　派遣される職員は、次のとおり組合員に対し、生コンクリートの製造技術等に関する必要な助言指導、支援を行うものとする。

（１）生コンクリート原材料に関すること。

（２）生コンクリート製造技術に関すること。

（３）生コンクリート製造に係る社内規格に関すること。

（４）生コンクリートの出荷に関すること。

（５）その他生コンクリートに関し必要な事項に対する指導、支援に関すること。

（職員派遣に係る経費負担）

第5　工業組合職員の派遣に関し、次の経費については組合員の負担とし、工業組合からの請求に応じて支払うものとする。

1. 交通費（鉄道による場合は実費とし、自動車使用に係るものは、工業

組合「私有車業務上使用規定」による使用料の額とする。）

1. 宿泊費（宿泊施設への支払い実費とする。）
2. 日当（工業組合「役職員旅費規程」による日当の全額とする。）

（その他）

第６　この要項に定めのない事項については、工業組合と組合員において誠意をもって協議するものとする。

附　則

この要項は、令和４年４月１日から施行する。（令和４年３月１８日 理事会承認）